

丸亀市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図ることを目的として、週休2日（完全週休2日工事または4週8休（月単位）工事という。）の現場閉所に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 市が発注する工事は、原則として週休2日工事とし、以下のとおりとする。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日工事とすることが適切でないと認められる工事は除く。

(1) 完全週休2日（土日）工事は、土木工事標準積算基準により積算した工事

(2) 4週8休（月単位）工事は、港湾請負工事積算基準または、建築工事積算基準により積算した工事

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から竣工日までの期間とする。ただし、年末年始休暇の6日間、夏季休暇の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者が対象外としている期間は含まないものとする。

(休工の定義)

第4条 この要領における休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(入札公告等における記載)

第5条 発注者は、入札公告及び特記仕様書に完全週休2日（土日）工事または、4週8休（月単位）工事である旨を記載するものとする。

(工事着手前の確認手続)

第6条 完全週休2日（土日）工事及び4週8休（月単位）工事の受注者は、工事着手日までに、休工日が確認できるように施工計画書に記載するとともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

(工事中標示板)

第7条 受注者は、工事中標示板に、完全週休2日（土日）工事、4週8休（月単位）工事である旨を記載するものとする。

(休工日の確保)

第8条 完全週休2日（土日）工事における休工日の確保は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、原則として、第3条にて規定する対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業を行う場合は、この限りでない。
- (2) 受注者は、やむを得ず土曜日または日曜日を休工日にできない場合は、前後7日以内の土曜日または日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うことができる。
- (3) 受注者は、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、前後の土曜日または日曜日に振替を行うことができる。

2 4週8休（月単位）工事における休工日の確保は、次のとおりとする。

- (1) 第3条にて規定する対象期間の全ての月で4週8休以上の現場閉所を行わなければならない。ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業を行う場合は、この限りでない。
- (2) 受注者は、やむを得ずあらかじめ定めた休工日を休工日にできない場合は、振替を行うことができる。
- (3) 受注者は、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、振替を行うことができる。

（休工日に現場作業を行う場合の報告）

第9条 受注者は、休工日に現場作業を行う場合は、事前に監督職員に報告しなければならない。

（工事完成時の実施状況報告）

第10条 受注者は、工事完成時に休工日の確保の状況を確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

（監督職員の休日確保の取組）

第11条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

（経費の算出等）

第12条 経費の算出は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

ア 土木工事標準積算基準の場合

補正の対象外とする。

イ 港湾請負工事積算基準の場合

当初設計で月単位の週休2日を達成した場合の補正を行い、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）を確認し、月単位で4週8休に満たないものは、変更設計を行う。

ウ 建築工事積算基準の場合

補正の対象外とする。

（工事成績評定）

第13条 発注者は、当該工事が工事成績評定の対象である場合、受注者側に明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定で評価する。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1. この要領は、令和6年4月1日以降、令和6年度補正係数による積算が完了した日以後に入札公告、指名通知を行う工事から適用する。

(経過措置)

2. 令和6年度に発注する工事に限り、第13条の規定は、適用しない。

(施工期日)

3. この要領は、令和7年7月1日以降、入札公告または指名通知を行う工事から適用する。

(施工期日)

4. この要領は、令和8年7月1日以降、入札公告または指名通知を行う工事から適用する。